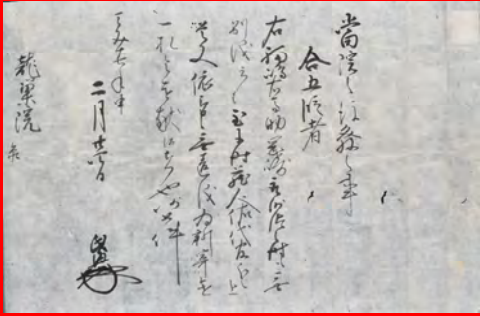


平成24年度秋季特別展

展示解説

戦国
武將

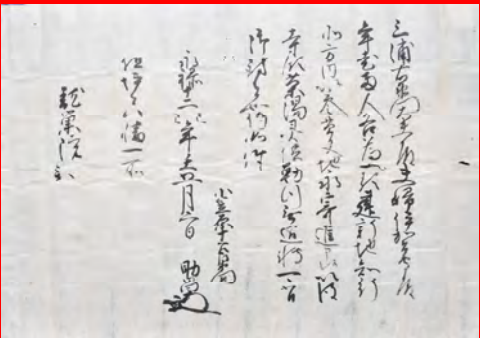
古文書の世界展



おがさわらうじおきはんもつ
「小笠原氏興判物」

(縦 26.0cm、横 39.7cm)

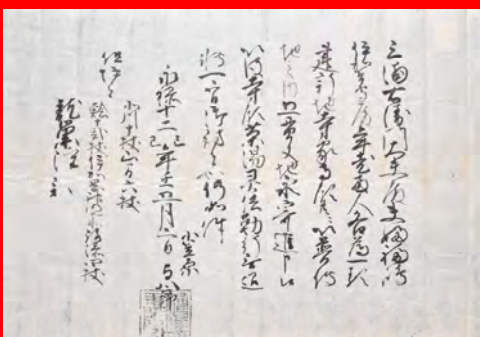
小笠原氏興が龍巢院に対して、所領を寄進した文書で、天文 17 (1548) 年 2 月 24 日付けで発給されている。氏興は遠江小笠原氏 3 代で、別名氏清ともいわれている人物であり、馬伏塚城の城主でもある。江戸時代の供養塔が、馬伏塚城内の了教寺に残されている。



おがさわらすけまさはんもつ
「小笠原助昌判物」

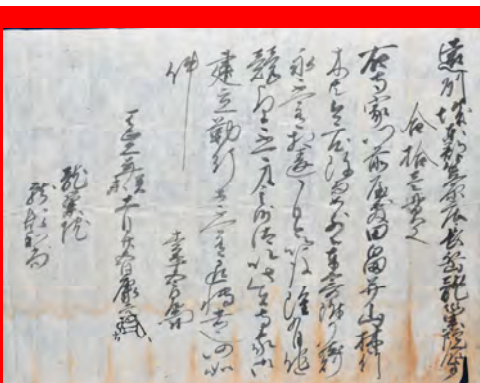
(縦 31.2cm、横 45.3cm)

小笠原助昌が龍巢院に対して、所領を寄進した文書で、永禄 12 (1569) 年 5 月 2 日付けで発給。但し助昌は、小笠原一族に連なる人物ではなく、小笠原氏と関係のある、福島助昌ではないかとの説がある。この文書と同じ内容と日付けで、小笠原氏助 (長忠 = 信興か) が発給した文書も龍巢院に残されている。



おがさわらながただはんもつ
「小笠原長忠判物」

小笠原長忠が龍巢院に対して、所領を寄進した文書で、永禄 12 (1569) 年 5 月 2 日付けで発給。国人衆の文書では珍しい黒印状である。但し文書に記載されている名前は予八郎のみで、従来高天神城城主である長忠 (信興) と考えられているが、氏助との説もある。

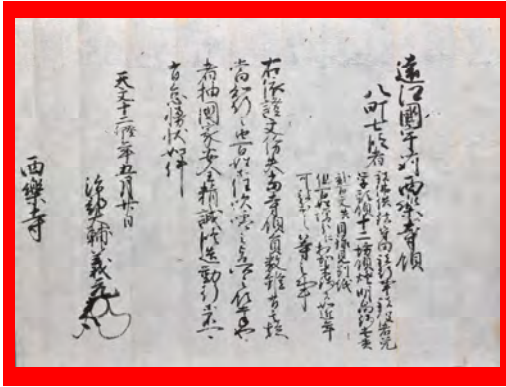


お おす が やす た かはんもつ
「大須賀康高判物」

(縦 32.5cm、横 45.3cm)

大須賀康高が龍巢院に対して、所領を寄進した文書で、天正 11 (1583) 年 11 月 25 日付けで発給。大須賀康高は徳川家康より小笠原氏に代わり当地を任された武将で、横須賀城の初代城主となる。領主が代わったことにより、改めて所領の確認がなされた文書であろう。

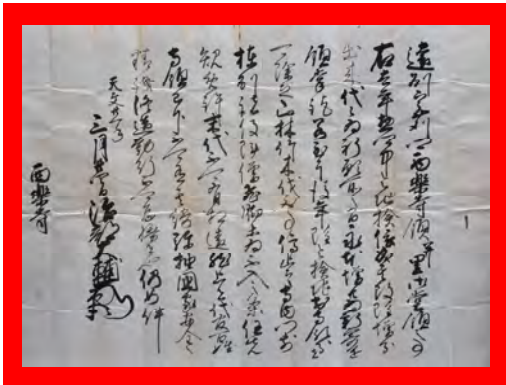
西 楽 寺



「今川義元判物」

(縦 31.6cm、横 45.9cm)

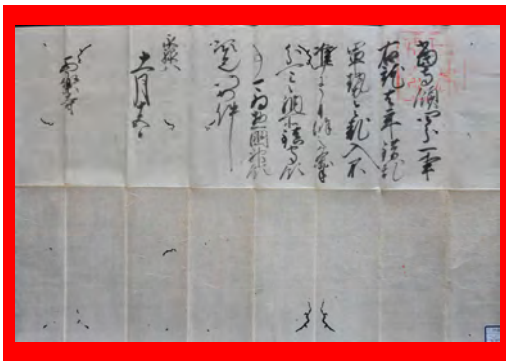
今川義元が西楽寺に対して、以前発給した寺領を安堵した証文を、新たに発給したものである。天文12(1543)年5月20日付けで発給。寺領が八町七段(86,000㎡)あったことがわかる。また、義元の実名が記されている文書としては、最も新しいものである。



「今川義元判物」

(縦 32.4cm、横 44.6cm)

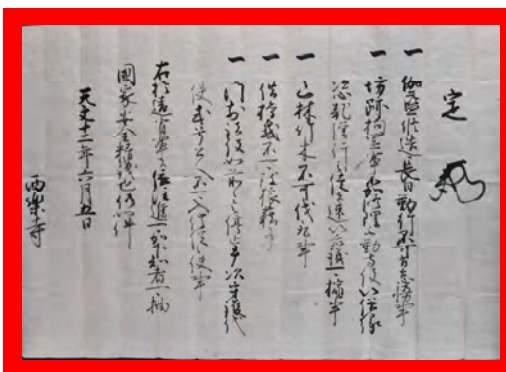
今川義元が西楽寺に対して、天文21(1552)年3月24日付けで発給した、西楽寺と多宝寺(西楽寺の末寺)に対して、寺領を安堵したもの。義元の実名から、官職名である治部大輔が書かれた文書である。



「今川家朱印状」

(縦 34.9cm、横 55.0cm)

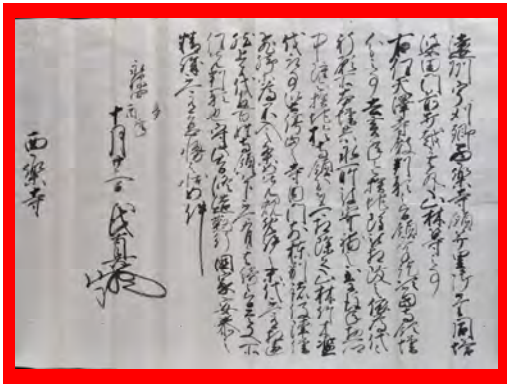
今川家が西楽寺に対して、永禄8(1565)年11月15日付けで発給した、朱印状である。内容は西楽寺に対して四分一役の半分の納所を命じたものである。朱印は氏真が使用した方形の「如律令」印である。



「今川義元定書」

(縦 34.5cm、横 51.6cm)

駿河・遠江の守護である今川義元の定書である。内容は、西楽寺に対して建物の修理や寺内での木・竹の伐採禁止などを命じたうえで、寺領を安堵したものである。義元の花押のみが冒頭に書かれ、名前の記述はない。天文12(1543)年6月5日の日付で発給。

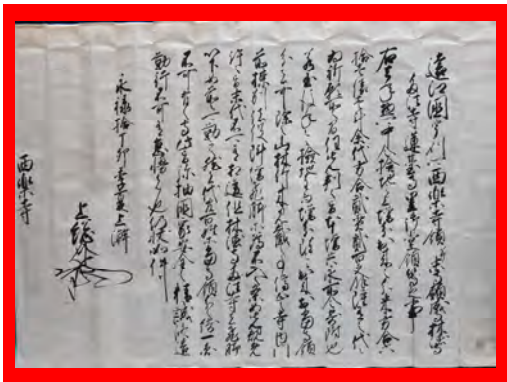


いまがわうじざねはんもつ

「今川氏真判物」

(縦 35.7cm、横 51.5cm)

今川氏真が西楽寺に対して、寺領を安堵した判物。文中に義元時代の通りに安堵する旨記されていることから、氏真政権がまだ安定していなかった可能性がある。永禄4(1561)年10月22日付けで発給。

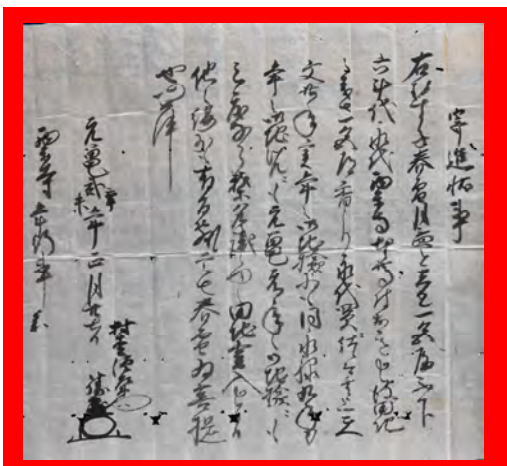


いまがわうじざねはんもつ

「今川氏真判物」

(縦 38.7cm、横 55.7cm)

今川氏真が西楽寺に対して、永禄10(1567)年夏付で発給し、西楽寺のほかの末寺に対して、寺領を安堵したものである。氏真の官職名である上総介が記された文書である。

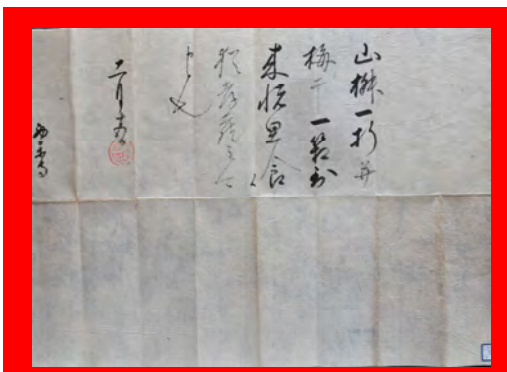


むらまつかつたかはんもつ

「村松勝孝判物」

(縦 27.7cm、横 31.2cm)

村松勝孝が西楽寺に対して、一色やぶの田地を寄進した文書で、元亀2(1571)年正月27日付けで発給。宇刈七か村には宇刈七騎と称される土豪おり、市場には村松氏がいたとされる。現在の市場には村松氏の居城といわれている本庄山砦と、江戸時代の村松氏の末裔の墓塔群が残されている。市場を本拠地としていた村松氏が一色にも領地を持っていたことを示す文書。

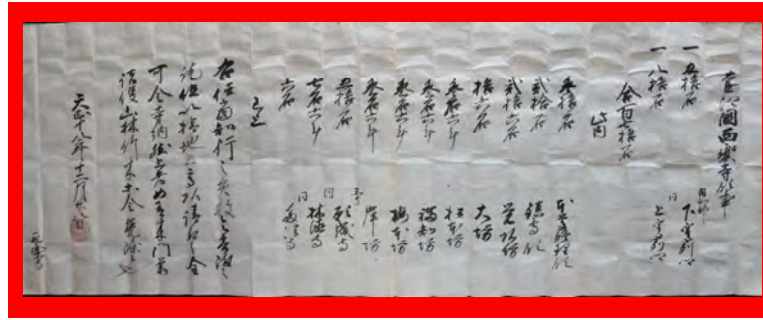


とよとみひでよししゅいんじょう

「豊臣秀吉朱印状」 (市指定文化財)

(縦 46.4cm、横 66.6cm)

西楽寺が豊臣秀吉に送った巻物、山榊、小梅のお礼の朱印状である。慶長元(1596)年8月19日付けで発給。同年8月18日付、豊臣五奉行の長束正家の礼状より、同年7月に発生した慶長伏見地震のお見舞いであつたらしい。

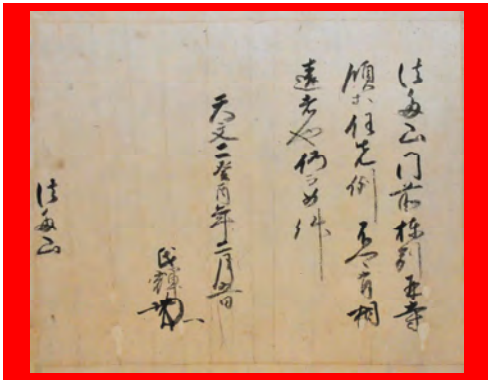


とよとみひでよししゆいんじょう
「豊臣秀吉朱印状」

(縦 46.4cm、横 131.1cm)

豊臣秀吉が西楽寺に宛て寺領を安堵した朱印状で、同じ文書が法多山にも残されている。天正 18 (1590) 年 12 月 28 日付けで発給されている。秀吉は天正 18 年関東の後北条氏を滅ぼし、徳川家康を関東に国替えとした。代わりに当地には豊臣大名の松下之綱が久野城、渡瀬繁詮が横須賀城に入城した。豊臣政権が当地の支配を進めるために発給した、秀吉らしい大型の文書である。

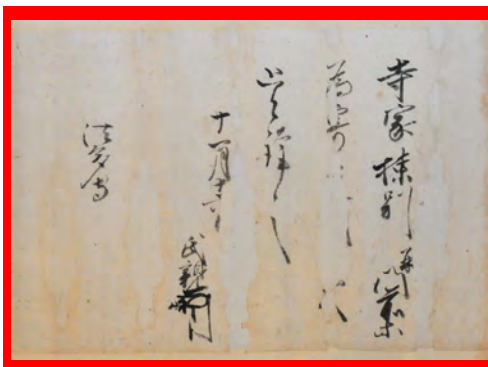
尊 永 寺



いまがわうじてるはんもつ
「今川氏輝判物」

(縦 31.8cm、横 39.6cm)

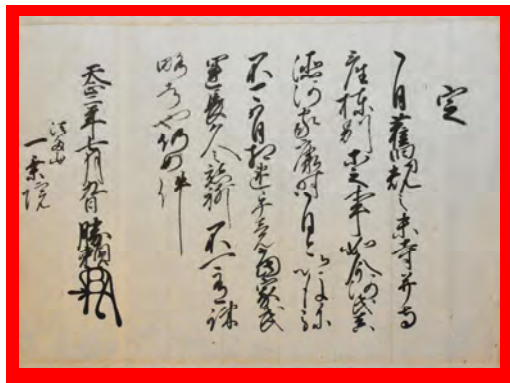
駿河・遠江の守護である今川氏輝の判物である。氏輝は氏親の長男である。内容は、天文 2 (1533) 年 2 月 5 日の日付で、法多山に宛て、寺領ほかを安堵したものである。遠江で発給された数少ない氏輝の判物として貴重な古文書である。



いまがわうじちかしよじょう
「今川氏親書状」

(縦 26.6cm、横 40.5cm)

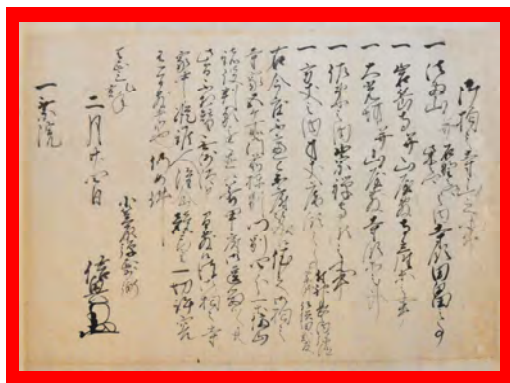
駿河・遠江の守護である今川氏親の書状である。内容は、11 月 16 日の日付で、法多山に宛て、棟別の諸役 (税を) 免除したものである。年号はないが、花押 (サイン) から永正年間 (1504~20) のものと考えられる。遠江で発給された数少ない氏親の書状である。



「武田勝頼判物」

(縦 31.8cm、横 44.6cm)

武田勝頼が法多山一乗院に対して寺領を安堵した判物で、天正2（1574）年7月9日に発給されている。勝頼は天正2年、遠江の要の城である掛川市高天神城を手中にしたことにより、袋井市域も支配地に組み入れようとしていたことがわかる文書である。

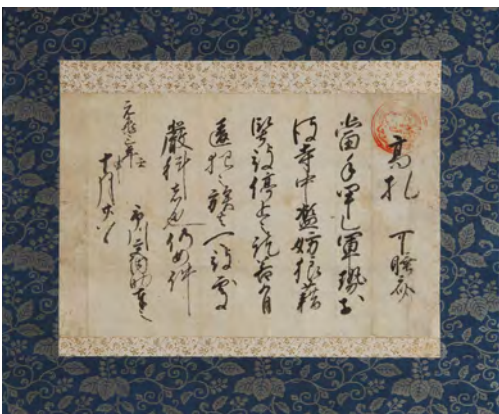


「小笠原信興判物」

(縦 29.4cm、横 42.2cm)

小笠原信興が法多山一乗院に対して棟別・四分一などの諸役を免除した判物で、天正3（1575）年2月24日に発給されている。信興は天正2年、掛川市高天神城の城主であった長忠が、徳川家康から武田勝頼に寝返り改名した人物とも、氏助の別名ともいわれている。天正2年の高天神城落城後は、小笠原氏は武田方と徳川方に分裂する。

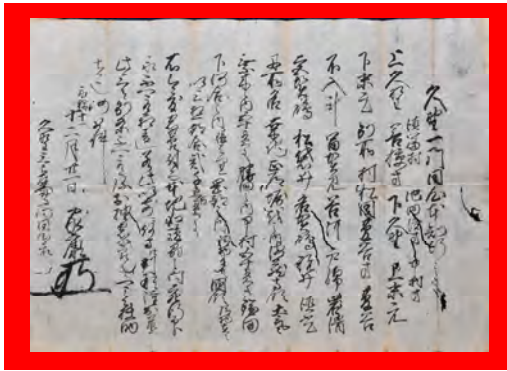
可 睡 齋



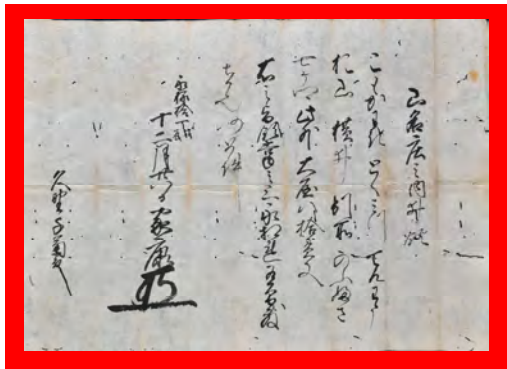
「武田信玄の竜の朱印状」

(縦 27.2cm、横 42.3cm)

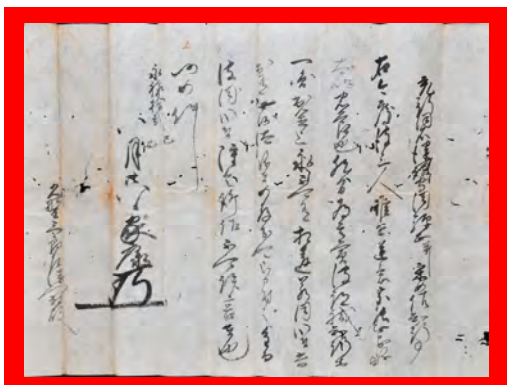
武田信玄が遠江攻略を始めた年である、元亀3年（1572）10月28日に可睡齋に発給した文書である。寺に対する乱暴狼藉を禁止した文書で、文頭に大きく高札の文字が書かれているため、寺の門前に張り出すためと考えられる。朱印は信玄の龍の文であり、定書と同様に文頭に押している。



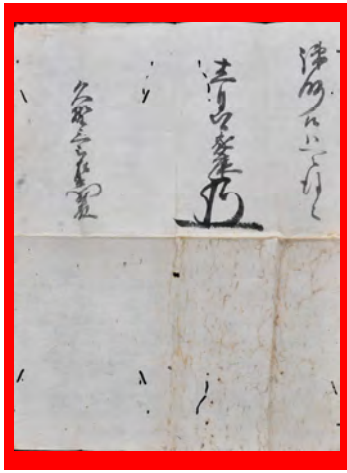
とくがわいえやすはんもつ
「徳川家康判物」 (縦 32.7cm、横 46.1cm)
 徳川家康が久野宗能の忠節くのみなよしに対して、久野一門の所領を安堵した文書で、永禄 11 (1568) 年 12 月 21 日付けで発給されている。久野一門の領地が久野の地を含む袋井市域北・東部だけでなく、磐田市鎌田かまた、掛川市垂木たるき、牧之原市勝田かつたなどにも所領があったことがわかる。



とくがわいえやすはんもつ
「徳川家康判物」 (縦 32.8cm、横 46.3cm)
 徳川家康が久野宗能の忠節くのみなよしに対して、所領を安堵した文書で、千菊宛てに永禄 11 (1568) 年 12 月 28 日付けで発給されている。千菊は宗能の子で、与次郎貞宗よじろうさだむねのことである。山名庄やまなしやうのなかの所領、薦ヶ脇こもわき、徳光とくみつ、天王、松山、横井、別所べっしょ、延久のべひさの 7 つの村が書かれている。



とくがわいえやすはんもつ
「徳川家康判物」 (縦 32.5cm、横 46.5cm)
 徳川家康が久野宗能の忠節くのみなよしに対して、感謝の意を記した文書で、宗能宛て永禄 12 (1569) 年 8 月 28 日付けで発給されている。永禄 11 年武田信玄たけだしんげんに駿府を追われた今川氏真いまがわうじざねに対し、一門の淡路守、弾正あわじかみ だんじょう、采女うねめが味方となったことに対して、宗能は家康に忠節を示したことが書かれている。

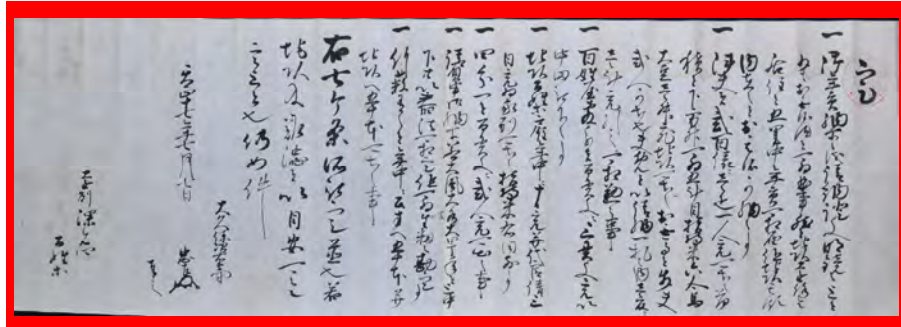


とくがわいえやすはんもつ

「徳川家康判物（断簡）」

(縦 31.5cm、横 24.2cm)

徳川家康が久野宗能に対して、発給した文書の断簡である。12月12日の日付け、駿州などが読み取れる。宗能に対する領地の安堵状であろうか。



とくがわけなな

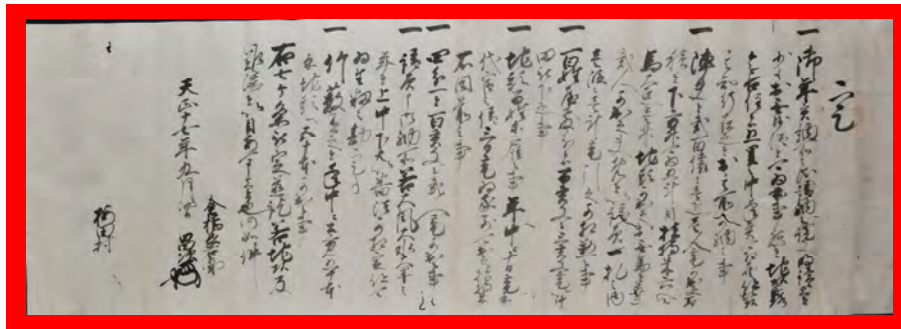
じょうさだめがき

ふかみむら

「徳川家七ヶ条定書（深見村宛）」（市指定文化財）

(縦 33.0cm、横 106.0cm)

徳川家康が天正17(1589)年7月7日深見村に対して、発給した七カ条の定書である。文頭に福德の朱印が押され、文末には代官の大久保忠左の名前と花押が書かれている。内容は農民に対する年貢の取り立てや、夫役に関する取り決めである。豊臣秀吉の軍門に降った家康は、関東の後北条氏攻めの先鋒を勤めさせられる可能性が高く、五カ国領内の農民の支配体制を強める必要から発給した文書と考えられている。



とくがわなな

じょうおんさだめがき

うめだむら

「徳川七か条御定書（梅田村宛）」（市指定文化財）

(縦 33.6cm、横 99.9cm)

徳川家康が天正17(1589)年9月4日梅田村に対して、発給した七カ条の定書である。文頭に福德の朱印が押され、文末には代官の倉橋昌次の名前と花押が書かれている。ほぼ同じ内容のこの定書は写しや記録も加えると、家康の領国内の160カ村以上に発給されていることが判明している。領国内の農民を統一した基準で支配しようとした大大名である家康の政策が読み取れる文書である。

—平成 24 年度・秋季特別展—
戦国武将古文書の世界展

〔展示解説〕

平成 24 年 11 月 4 日
編 集 袋井市歴史文化館